２０２１年１月

　各　位

優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会

共同代表　石地　かおる(自立生活センターリングリング)

加山　吉恵　(きょうされん兵庫支部　支部長)

藤原　久美子(DPI日本会議　常任委員)

　 　　　　　　　　　　　　　　本郷　善通　(公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会　理事長)

柳田　　洋　(兵庫障害者連絡協議会　会長)

　　　　　　　　　　　　　連絡先　〒650-0016　神戸市橘通1丁目1-2　兵庫障害者センター内

TEL(078)341-9544　FAX(078)341-9545

「旧優生保護法違憲国賠兵庫訴訟において公正な判決を求める要請署名」へのご協力のお願い

　収束が見通せない新型コロナ禍の下ですが、ご健勝にてご活躍のことと存じます。

　さて、優生保護法による強制不妊手術等に対する国家賠償を求めて、兵庫では聴覚に障害のある2組のご夫婦と脳性麻痺の障害のある女性の5名が神戸地方裁判所に提訴し、これまで9回の期日(裁判)が行われてきました。原告の皆さんは「障害があることで、何の説明もなく不妊手術や中絶手術をされ、子どもをつくれない体になった」、「これは優生保護法があったからであり、二度と誤りを繰り返さないため、国は誤りを認め、きちんと謝罪し、賠償をしてほしい」などと、法廷で主張してきました。

ご存知のように仙台地裁等の判決では、「優生保護法は憲法違反である」といいながら「賠償を求める期間が過ぎている」として原告の訴えを認めませんでした。

しかし、被害にあった障害者の多くは自分になされた不妊手術等が法律や国に政策によるものであったということを知らないまま、長い時間がたったこと、原告の皆さんが受けた深刻な被害は生涯にわたる被害であることなどから、地裁判決は認められないとの決意から高等裁判所に控訴して闘っています。

兵庫訴訟の次回第10回期日は3月25日(木)に行われ、審理が終わる結審の予定になっています。その後2・3か月後には判決が出されると思われます。

私たちは、神戸地裁が原告の皆さんの訴えに耳を傾け、原告の皆さんが受けた人生被害を認め、公正な判決を出すことを求める神戸地裁宛「要請署名」に取り組むこととしました。

つきましては、同封しています「要請署名」についてご検討いただき、貴団体の会員の皆様にもご協力をいただきたくお願いいたします。

ご協力いただいた署名用紙は、急なことですが3月10日(水)までに、上記連絡先宛に送り返していただければ嬉しく存じます。それ以降も順次送り返していただいても結構です。